

守谷市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者による交通事故の減少を図るため、高齢者の運転免許証の自主返納を促進する守谷市高齢者運転免許証自主返納支援事業（以下「支援事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第92条第1項に規定する運転免許証であつて、法第92条の2に規定する有効期間内のものをいう。
- (2) 自主返納 法第104条の4第1項の規定により、公安委員会に対し、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第39条の2の2に規定するすべての運転免許の取り消しを申請し、運転免許証を自主的に返納することをいう。

(対象者)

第3条 支援事業の対象者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく守谷市の住民基本台帳に記録されている者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自主返納をしたときに満65歳以上の者
- (2) 満64歳の者で、法第92条の2に規定する有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の一月前からその者の誕生日の前日までに自主返納をした者

(支援内容)

第4条 支援事業の内容は、守谷市デマンド乗合交通の利用券を交付することにより行うものとする。

- 2 前項の利用券の交付限度は35枚とする。
- 3 支援事業は、1人につき1回限りとする。

(支援申請)

第5条 支援を受けようとする者は、守谷市高齢者運転免許証自主返納支援申請書（様式第1号）に法第104条の4第6項に規定する運転経歴証明書又は道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の9第4項に規定する取消通知書の写しを添えて、守谷市地域公共交通活性化協議会会長（以下「会長」という。）に申請しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月28日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。